

# 老人保健施設 成寿園 (通所リハビリテーション) 利用料一覧

(令和4年10月1日現在)

単位(円)

通常規模型通所リハビリテーション【利用時間6時間以上7時間未満の場合】

①介護保険1割負担 (日額)		+	②入浴加算Ⅱ (日額)		+	③サービス提供体制 強化加算Ⅰ(日額)		+	昼食代 (日額)		+	実費負担(日額)		=	自己負担合計(日額)		
要介護1	710		60	22		550	日用品費		教養娯楽費	1,442							
要介護2	844						50		50			1,576					
要介護3	974						50		50				1,706				
要介護4	1,129														50	50	1,861
要介護5	1,281																

- ④リハビリテーションマネジメント加算(A)イ・・・通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価した場合(6か月以内) 560円/月  
通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価した場合(6か月超) 240円/月
- ⑤短期集中個別リハビリテーション実施加算・・・退院(所)日又は認定日から起算して3ヶ月以内 110円/日
- ⑥認知症短期集中リハビリテーション実施加算・・・退院(所)又は通所開始日の属する月から3ヶ月以内(週2回を限度) 240円/日
- ⑦重度療養管理加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・要介護3・4・5に限る 100円/日
- ⑧科学的介護推進体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40円/月
- ⑨事業所が送迎を行わない場合 (片道につき減算) 47円/日
- ⑩事業所と同一建物に居住する入居者が通所リハビリテーションを行った場合 (減算) 94円/日
- ⑪介護職員処遇改善加算Ⅱ・・・・・・・・・・・・ (所定単位×34/1000)/月(一円未満の端数切り捨て)
- ⑫介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ・・・・・・・・・・・・ (所定単位×20/1000)/月(一円未満の端数切り捨て)
- ⑬介護職員等ベースアップ等支援加算・・・・・・・・・・・・ (所定単位×10/1000)/月(一円未満の端数切り捨て)

※所定単位とは①～⑨までに算定した単位の合計です。

1割

# 老人保健施設 成寿園 (通所リハビリテーション) 利用料一覧

(令和4年10月1日現在)

単位 (円)

通常規模型通所リハビリテーション【利用時間6時間以上7時間未満の場合】

①介護保険負担 (日額)		②入浴加算 (日額)		③サービス提供体制強化加算Ⅰ (日額)		昼食代 (日額)	実費負担 (日額)		自己負担合計 (日額)		
	2割負担	3割負担	2割負担	3割負担	2割負担		3割負担	日用品費	教養娯楽費	2割負担	3割負担
要介護1	1,420	2,130	120	180	44	66	550	50	50	2,234	3,026
要介護2	1,688	2,532								2,502	3,428
要介護3	1,948	2,922								2,762	3,818
要介護4	2,258	3,387								3,072	4,283
要介護5	2,562	3,843								3,376	4,739

- ④リハビリテーションマネジメント加(A)イ・・・通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価した場合(6か月以内) 1120円/月 1680円/月  
通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価した場合(6か月超) 480円/月 720円/月
- ⑤短期集中個別リハビリテーション実施加算・・・退院(所)日又は認定日から起算して3ヶ月以内 220円/日 330円/日
- ⑥認知症短期集中リハビリテーション実施加算・・・退院(所)又は通所開始日の属する月から3ヶ月以内(週2回を限度) 480円/日 720円/日
- ⑦重度療養管理加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・要介護3・4・5に限る 200円/日 300円/日
- ⑧科学的介護推進体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・ 80円/月 120円/月
- ⑨事業所が送迎を行わない場合 (減算) 94円/日 141円/日
- ⑩事業所と同一建物に居住する入居者が通所リハビリテーションを行った場合 (片道につき減算) 188円/日 282円/日
- ⑪介護職員処遇改善加算Ⅱ・・・・・・・・・・・・(所定単位×34/1000)/月(一円未満の端数切り捨て)
- ⑫介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ・・・・・・・・・・・・(所定単位×20/1000)/月(一円未満の端数切り捨て)
- ⑬介護職員等ベースアップ等支援加算・・・・・・・・・・・・(所定単位×10/1000)/月(一円未満の端数切り捨て)

※所定単位とは①～⑨までに算定した単位の合計です。

2割・3割